慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	小机の二つの寺
Sub Title	Two temples at Kozukue, Kohokuku, Yokohama
Author	淺子, 勝二郎(Asako, Katsujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.1 (1955. 4) ,p.106- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550400-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小机の二つの寺

淺子勝二郎

小机は現在横濱市港北區の一町名となつている。

本稿はそこにある二つの寺――泉谷寺と雲松院――の所藏にかかる初代廣重の肉筆杉戸の「櫻花圖」*と「桐圭」の朱印のある文書の由來を語らんとするものである。

*筆者個人の便宜上の稱呼で、楢崎宗重氏のように「櫻花小禽圖」とよんでいる人もある。

泉谷寺の「櫻花圖」を發見したのは野口米次郎氏である。氏はその當時の感激をつぎのように語つている。(一)

昭和三年のこと、私が始めてこのことを私の實兄芝公園の通元院住職祐眞から聞いて、一友人と一緒に、「どうで詰らないものであらうが」といつたやうな心持ちで出掛けた所が、いよいよこの杉戸六枚を見た時私共は全く驚かされて仕舞つた……黑赤色にくすぶつた大きな杉板を今を爛漫と咲きほこつた山櫻が白く染抜いてゐる工合を見て、私共は「ああ立派な圖案藝術だな」と叫ばざるを得なかつた。永德山樂或は光琳などは壯麗無比な屏風繪を作つてゐるが、廣重も少くもこの一作で優に其等の巨人に匹敵し得ると思つた。

さて浮世繪師の肉筆は必ずしも多いわけではなく、それも繪馬や掛物の類である。それは「多く、版畫の製作によつ

て、其の名を知られた浮世繪師が、老境に入つて後、當時の比較的裕福なる町人階級の需めに應じて、筆を執つたものである。脂の乘り切つた時代を過ぎてからの作品が多い」(二)

廣重の肉筆畫も、天保七、八年頃の掛物もあるが、多くは天保の末から弘化・嘉永の間において描かれたようである。また彼も版畫家であつただけに、そのみるべきものは小品にあつた。佳作が主として小横物にある所以である。

このように廣重の大作が泉谷寺に殘つているということはまことに異とするに足るといわなければならない。

廣重の肉筆として現在市川市葛飾八幡宮收藏の奉納額「源八の店」がある。これは平福百穗氏の發見にかかり、「源八の店」の畫題も同氏の命名するところである。(三)

竪二尺五寸幅三尺五寸の本奉納額は、桐材に極彩色で描かれたもので、ただ左上の部分にだけ紙を貼つて、その上に胡粉や濃墨で土藏を克明に描いているが、この紙の部分は剝脫して、今はわづかにその三分の一を殘すにすぎず、「廣重画」の落款、「弍立齋」の朱印書き、「嘉永三年庚戌八月〒本店源八」の文字もようやく薄い。源八はいうまでもなく寄進者で、〒は神田鎌倉河岸の酒店豐島屋の屋號で、圖は同店の白酒賣出しの賑いを寫したものである。(「江戸名所圖繪」卷之一に「鎌倉町豐島屋酒店白酒を商ふ圖 例年二月の末鎌倉町豐島屋の酒店に於て雛祭の白酒を商ふ是を求んとて遠近の輩黎明より肆前に市をなして賑へり」としてこれとほとんど同じ圖柄のものを掲げている)

嘉永三年(1850)は廣重(寛政九年[1797]〜安政五年[1858])五十四才、本圖は彼の晩年期の作品ということになる。

そこで泉谷寺所藏廣重筆「櫻花圖」の由來ということになるのであるが

大正六年雜誌「風俗」に「初代廣重宛の流人消息」と題して、嘉永四年四月江戸智香寺の住職了信なる者が、罪をえて八丈島に遠島される途中、廣重夫妻に宛てた數通の手紙が林若樹氏によつて發表された。(四)

消息は嘉永四年三月十七日附牢内よりの書信にはじまつているが、同五年一月二十五日附新島よりのものに

此度先便に金子壹兩貳歩(五)御送被下御物入萬端御暮方御不如意之所別而被懸御心頭候儀幾重にも難有仕合遠路相へだたり候へ共賴母敷ものは兄弟と落涙仕候云々

とあり、文中に先便とあるのは同四年十月新島よりの書信に

兼而御用辨申上候金子も國元に罷在候へばいづれにてもよろしく御座候へ共かゝる難澁故無據度々申上恐入候御仁惠希候此度幸便に金壹兩貳分拜借被仰付被下度云々

とあるのを指している。

「賴母敷ものは兄弟と落涙仕候」とあるほかは、了信を廣重の兄弟と推定しうる材料はないが、各通とも了信の一身上の消息は委曲を盡し、また四年十月のものに

任幸便一筆啓上仕候時下追々寒冷に相成候處御家内皆々御安康被成御座珍重之御儀奉存候拙儀無爲乍憚御安慮可被下候云々

とあるように、行文はこれまた各通鄭重を極め、長上に對する態度と思われるものが文面に溢れている。更にまた嘉永四年のものに

おたつ事定めて成人何分ケ樣の成行御慈憐希候

とあり、嘉永五年一月二十五日附のものには

おたつ事おひ〳〵成人定而相たづね申候事と存候八丈着後同島產物織物手に入次第おたつへ相送り申候

とあるように、慇懃に「おたつ」の扶養を託していることから、また「おたつ」に對する哀憐の情切なるものあると

ころから、「おたつ」は了信の娘であり、了信は廣重の弟であつたと推察することができる。

もつともこれについては楢崎宗重氏の反對論(六)があり、明白には決し難い問題である。

さて廣重には三人の姉妹があつた。安藤家の菩提寺東岳寺の過去帳に「寛政十二年正月六日 空華童女 安藤源右衛門子」とあるのがその一人で、廣重は寛政九年の生れであるから、これは彼が四才の時夭折したことになる。他の二人は系圖書に「たつ」・「さだ」とあるのがそれであるが、兄弟については何等記すところがない。東岳寺の過去帳と墓石によれば、廣重の父源右衛門は文化六年（1809）十二月に病歿し、母（本姓及び名未詳）は同年二月に既に歿しているから、廣重は十三才で兩親を失つたわけで、了信を彼の弟とすれば、彼等は幼少にして苦勞を重ねたことであろうと思う。

「おたつ」はこの手紙が發見されるまでは廣重と後妻お安（廣重は天保十年に妻を失つた）との間の實子と考えられていた。「歌川列傳」(七)にも「廣重の先妻の名詳ならず。後妻其名また詳ならず。一女を設く」と見えている。

安藤家のお辰の名附け書には弘化三年十一月二十七日出生とあるから丙午の生れである。それを特にお辰と名附けたのは丙午を忌む民間の習俗からであろう。なおお辰の生れた弘化三年はちようど了信が智香寺へ入つた年であり、彼が流罪になつた嘉永四年にはお辰は六才であつた。廣重に養われたのは父の配流後であろう。なおお辰は廣重が歿した安政五年には、彼が兩親を失つた時と同じ十三才であつた。

さてここで廣重の臺所をのぞいてみよう。

まづ保永堂版「東海道五十三次」の「御油」をみると、宿屋の丸障子に大きく「竹内版」と版元をあらわしていなが

ら、「五拾三次」・「東海道續畫」・「彫工治郎兵衛」・「摺師平兵衛」・「一立齋圖」が店の懸札にそれぞれ少さくちぢこまつているのは、問屋資本家の勢力と版下繪師・彫師・摺師などの技術家の不遇を遺憾なく物語るものである。これらの技術家が問屋のくいものになつていたといわれているのもさこそとうなづかれる。

また前田武四郎氏の手記したものに(八)「初代廣重の後妻お安さんの事」なる一文があり、それにはお安は同氏の令閨の實家和久井家に長年仲働きをしていて、同家をさがつても始終出入りしていた

くる時はいつも廣重の描いた新しい錦繪をもつてきて、困る困るといつては金を借りていつた。妻の母は姑から「お安も酒がいけるし、廣重は飲み手だし、二人で飲めるものだからネェ。廣重も精出してやりさへすれば、不自由せんでも良いのに」とよくいいきかされた。お安は妻の母に「所夫(やど)は氣儘もので、氣の向いて來た時は相應にやりますが、氣の向かない時と來たら、幾日でもブラブラ遊んで居つて、何もしませんので――」と訴えていたことがあつた

ということが書かれている。

「此の大風景畫家も、御多分に漏れず、精根を盡して版下繪の製作に從事しながら、妻のお安を相手にちびり〳〵飲む酒の代にすら窮することが屢々であつたらしい」(九)

更にまた「歌川列傳」(十)は、廣重の先妻がひそかに自分の櫛笄や衣類までも賣拂つて、彼の探勝旅行の資に供したと傳えている。

廣重の家計が豐でなかつたことは容易に想像されるが、前引の嘉永四年十月新島よりの了信の書信に

兼而御用辨申上候金子云々

とあり、また嘉永五年一月二十五日附新島滞留中の執筆にかかるものにも

此度先便に金子壹兩貳歩御送被下御物入萬端御暮方御不如意之所云々

とあり、更にまた彼の遺言書の冒頭に

居宅を賣拂ひ住久殿の金子を返済いたし候やう賴入候

とあるところからみても、広重には全く余裕のなかつたことは明である。

広重の收入については、「歌川列傳」(十一)によればその畫料は頗る低廉であつたようであり、内田實氏のはなしでは品川の臺場を築いた時(嘉永六年[1853])の人足賃が一朱で、広重の畫料はその倍であつたとのことである。いづれにしても一代の畫家としては想像以上に報いらるるところ薄かつたことは事實である。

内田氏によれば廣重の作畫量は七千五百乃至八千、作畫期間は文化十年(十七才)から安政五年(六十二才)まで(1813〜58)の四十六年、年均二日に一枚の作畫をなした計算になる。(十二)

もつとも天保十二年(四十五才)の甲府行(十三)は畫用を帶びた特殊なものであつたから、その際の日記にあらわれる作畫に對する報酬や飲酒については、あくまでも參考的價値を附與しうるにとどまるわけであるが、飲み手広重の面目だけは十分うかがえると思う。

六日、晴天、幕御世話人衆中に對面す、酒盛あり、十日、朝曇晴、二間に一間鐘馗かく、幕世話人衆奥にて酒盛、少々馳走に成、夕方龜雄大人同道、一蓮寺かし座敷にて酒盛、三桂法師同道石橋庵にてさわぎ、

十一日曇、五尺屏風認め、鐘馗畫料金二百疋鰻一重もらふ、夜市藏と酒盛、

十四日、晴天、襖二枚認め、不快にて休、幕手附金五兩請取、四兩壹分二朱江戸へ送る、
廿日、晴曇、まく墨かき出來、唐木綿鐘馗認め、夜肴町村幸へ行、歸り芝居へ寄、打出し後三階にて酒盛、（後略）
なお酒飲、大醉、酒明方迄、わかれ酒、夜ふけまで酒などの文字はいよいよ広重が飲み手であることを證明する。

さて了信が広重の弟であるらしいということは前にふれた通りであるが、彼が配流の時まで在住していた智香寺には

嘉永六年十月六日
常社立譽上人得阿了信和尚　當寺廿一世　三宅島にて寂

とあつた過去帳も

弘化三年丙午年五月廿二日入院六年住
廿一世常連社立譽上人得阿了信和尚　嘉永六癸丑年十月六日

とあつた年回記も今は失われて、わづかに位牌(十四)を殘すのみである。いづれにしても了信が智香寺にいたのは弘化三年から嘉永四年まで（1846～51）の六年間であつたことがわかる。

そこで了信の前住（少くともその一つ）が泉谷寺ではなかつたろうかという疑問が浮んでくる。

小机の町には以前「広重が長い間泉谷寺に滯在していたとか」「當時の泉谷寺の住職と広重とはよほど懇意であつた——どうも兄弟ででもあるようだ」といつたような口碑が殘つていたらしい。

果して泉谷寺の過去帳には

廿五世　正等譽成阿覺山上人　天保六年五月二十五日
廿六世　常立譽得阿了信上人　嘉永六年十月六日

とある。しかしこれだけでは了信の泉谷寺入院他寺への退轉の年月は判明しない。ただ現在觀音堂の賽錢箱に「天保六未年　當山二拾六世　立譽了信」の文字がみえるから、了信は天保六年には既に入院していたのである。

ところが筆者が昨夏觀音堂で發見した同寺住職の位牌に

當寺廿五世正蓮社等譽上人成阿覺山大和尚
　文政五午年住職天保五午年隱居
　天保六未年五月廿五日示寂
當寺廿六世蓮社立譽上人得阿　了信大和尚位
　天保五午年住職
　　天保十一子年五月隱居其後
　　小石川智香寺住職

とあり、これによつて了信は天保五年から同十一年まで（1834～40）泉谷寺に在住していたことがわかる。そこで了信の智香寺在住を弘化三年から嘉永四年まで（1846～51）とすれば、天保十一年から弘化三年まで（1840～46）の約六年間の空白を生ずるわけであるが、了信は泉谷寺を退いてから京都の黒谷へ轉じたともいわれている。泉谷寺の住職で黒谷へ轉住した例はほかにもあつたらしく、了信の場合も事實であつたかも知れないが、それにしてもなお

何年かの不明の期間が殘るわけである。

さて泉谷寺の「櫻花圖」は了信の在住中卽ち天保五年から同十一年までの七年間に描かれたとみるのが一應順序である。

便宜上かなり正確といわれている「日本案内記」（關東編）の記事を引用すれば

寺傳によると當寺第廿六世住職立譽了信和尙は広重の兄弟であつたというから、この櫻花圖杉戸八枚（竪一・九米、幅四枚は一・三六米、四枚は九九糎）は了信の存職中、卽ち天保六年（一八三五年）から弘化三年（一八四六年）までの間に描かれたものと思われる

とあるが、この記事には了信の在職期間に誤謬があり、それは天保五年から十一年までの間と訂正されなければならない。

それはとにかくとして「櫻花圖」そのものから卽ち內面的にその制作の時期を推定することはできないものであろうか

「櫻花圖」は落款して「一立齋畫」とし、その下に「東海堂」の朱印を書いている。その落款の書體が常とは異り、隸書風になつているので、それから制作の時期を推定することはできない。

そこで「一立齋」の所謂齋號と「東海道」の文字印を手掛りとしなければならないのであるが、まづ広重の齋號は文化・文政頃の「一遊齋」が天保元年から二年頃までの「一幽齋」に變り、更に天保二年の晩夏から同三年の四月までの間に「一幽齋」を「一立齋」と改めている。また「立齋」の略號を用いはじめたのは天保十二、三年頃と推定される。

つまり齋號のみより判斷すれば、「櫻花圖」の制作は天保二、三年以後という極めて漠然たる推定年代が成立する。

つぎに「東海道」の文字印であるが、野口米次郎氏は前引に續いて

所でこの杉戸は広重の幾才位の時の作品であらうといふに、私は彼の四十才をいくつも出ない頃のものであらうと想像する。広重は天保五年卽ち三十八才の時所謂保永堂版五十三次揃物が完成されて一躍大家となるに至つたので、現にこの杉戸に朱書きの「東海堂」といふ大きな判が入れてあるのを見ると、東海道五十三次圖畫の成功の喜びがこの判に暗示されてゐるようにも想像される云々

といつているが、この文字印は五十三次の作畫の時期は天保四年、その完結は同五年春と推定されているのに、その頃には用いられていないで、その第四十三圖（「妻籠」）までの作畫の時期は天保八年の後半から同十年の前半までの間と推定される「木曾海道六拾九次」の「輕井澤」（第十九圖）や天保十四年から弘化年間にかけて描かれたものと推定される「陸奥安達百目木（もめぎ）驛八景圖」と題する三枚續、或はその作畫の時期が天保十一年から十三年までの間と推定される横畫の張交繪「猿橋外三圖」（猿橋や杉田の梅林などが描かれている。實は無題であるが便宜上かく假稱す）などに用いられている。もつとも前二者と後者ではその字體や配字が少しく異るが

要するに「東海道」の文字印は大體天保八、九年頃から同十三、四年頃までの間に用いられているから、この點では「櫻花圖」の制作期間は著しく短縮されることになる。

さてここに「櫻花圖」の制作の時期を推定するのに更に重要な資料がある。それは小机町の村岡愛作氏の所藏する、床脇の袋戸棚に描かれた山水花鳥などの四枚の畫である。いづれも「広重画」と落款して、「一粒齋」或は「広重」の文

字印をおし、またそのいづれにも加えられている詩語や和歌の贊には、「龜山」或は「龜山道人」と落款し「了信」の文字印をおしている。「松龜山」略して「龜山」は泉谷寺の山號であり、了信がとつて以て雅號としたのはいうまでもない。

天保三年頃のものと推定される大短册「桃の月に燕」に、了信が「春來遍是桃花水不辨仙源何處尋」の贊を加えているが、その了信の文字印は村岡氏所藏のものと全く同じものである。天保三年頃は了信はまだ泉谷寺に入つていない。

「一粒齋」は「一立齋」をもじつた雅印であり、「諸國六玉河」・「木曾海道六拾九次」などにみえるが、これは天保五、六年頃から同十年頃までの間に用いられているようであり、その後の掛物にもこれがある。なお「一立齋」の「一」は時として古文の「弍」となつている場合もある。

さて村岡氏所藏のものは、その落款が普通の書體になつているから、その筆蹟から作畫の時期を推定することができる。

「錦繪は繪師の落款・畫樣・顏料などによつて、概ねその制作の時期を推定することができる。ことに役者繪は「歌舞伎年代記」や「繪番附」によつて的確にその作畫の年月までも明にすることができる。例えば「平清盛と八條局」は文政元年十一月　中村座顏見世狂言「伊勢平氏攝神風」を、「曾我狂言早替りの場」（二枚續）は天保四年四月河原崎座の「富士扇三桝曾我」の狂言をうつしたものであり、また畫題及び畫材によつては年表・諸記錄などから考證してその作畫の時期の明になるものもある。例えば「大江山酒呑童子」（三枚續）は「武江年表」によつて文政二年秋兩國の見世物「籠細工」を描いたものであり、「甲陽猿橋の圖」（竪二枚續）は甲府行旅日記から天保十二年或は十三年をその作畫の

時期として推定することができる。更にまた春摺物卽ち新年の配り物とした摺物には干支や大小暦があらわされたりしていて作畫の時期の考定に便利であり（この最初のものは文化十年の「鳥兜の圖」、最後のものは嘉永二年の「梅に扇」である）。

さて幕府が錦繪に檢閲印を用いたのは寛政以後であるが、それには普通「極」字が行われた。ところが天保十三年の改革令によつて、名主の見屈印（認印）ををすことになつたのであるが、天保十四年から弘化年間まで（嚴密にいえば天保十三年十二月から弘化四年まで）は一印、嘉永元年から同四年まで（嚴密にいえば嘉永五年正月まで）は二印の區別がある。更に嘉永五年以後のものには認印とともに（後にはこれを廢す）干支と月をあらわした檢閲印が用いられているから、この期のものはその作畫の年月を的確に知ることができる。

このように錦繪の制作の時期の推定には種々の方法があるが、特殊なものか或は檢閲の干支印のある嘉永五年以後のものを除いては、遺憾ながらその時期を明にすることができない。そこでこれにはほかの方法によらなければならないことになるのであるが、それは落款にあらわれている筆蹟による方法である。つまり役者繪・春摺物などの年月干支をあらわしている作品の落款を基準として、ほかの作品の落款をそれと比較對照すれば、正確に近い作畫の時期を推定することができるのである」(十五)

要するに初代広重宛の流人消息の發信人了信が広重の弟であるらしいこと、了信の泉谷寺在住期間は天保五年から十一年まで（1834～1840）の七年であること、「櫻花圖」は了信在住中に描かれたとみるのが一應順序であるが、その畫様・顔料などからは制作の時期を考定することが困難であり、わづかに「東海堂」の朱印書きによつて天保八、九年頃から十二、三年頃までの時期を推定しうること、ところで村岡愛作氏所藏の品がそれと同時の作であるとするならば（多

分そうであろう）それにあらわれる「一粒齋」の齋號によつてその制作の時期として天保五、六年頃から同十年頃までを推定できること、最後に広重の落款年譜によつてその時期を天保八、九年頃から十一年頃までに短縮してさしつかえないことが結論される。つまり

泉谷寺の所藏にかかる初代広重の肉筆杉戸の「櫻花圖」は彼の全盛時代（天保五年頃から同十三年頃まで、四十才を中心とする前後數年間）に描かれたもので、作品についていえば「東海道五十三次」・「近江八景」・「江戸近郊八景」・「木曾海道六拾九次」がでた期間のものであり、更にその時期を限定すれば天保九年広重四十三才の前後に制作されたものとみて大過なきものと考えられる。

なお広重の家計が豐でなかつたことから、恐らく了信も彼の家政を扶けるところがあつたであろう。しかもそれは冷な貸借關係ではなく、兄弟の情愛に發する溫なものであつたであろう。これが広重をして弟の住持する寺に筆を振つて、よく大作に光あらしめたほんとうの理由であるかも知れない。

註

（一）同氏著「一立齋廣重」六一～二頁
（二）高橋誠一郎氏著「浮世繪二百五十年史」七頁
（三）同氏解說（「日本風俗畫大成」七）參照
（四）「風俗」一ノ六、二ノ一、五所載
（五）現在の貨幣價値に換算して約一萬五千圓
（六）「浮世繪界」一ノ七（「立齋試話」）四ノ四（「廣重に致す了信の書狀」（下）參照

（七）玉林晴朗氏校訂並解説「浮世繪師歌川列傳」二五〇頁

（八）内田實氏著「廣重」一〇四頁參照

（九）高橋誠一郎氏著「浮世繪二百五十年史」二〇八頁

（十）前掲書二一四～五頁

一説に廣重嘗て山水を畫き、自らその眞をうつす能はざるを嘆し、四方に遊び遍く山水の勝景を探らんとせしが、旅費の給すべきなし。如何ともするあたはず、其の妻これを察し、竊かにおのが櫛笄衣服を賣却し、若干の金を得て、これを旅費に供せんを請ふ。廣重大に喜び直に懐に入れ、家を出で、放遊すること殆ど三年、胸中既に名山勝水を貯へ、江戸に歸りて山水を畫く。一に意のごとくならざるなし。これより畫風一家をなすといふ。

（十一）前掲書二四八～九頁

地本問屋某の話に、廣重は他の畫工と異なり、約束にそむきしことなし。假令ば東海道五十三次を囑托し、期日をさだむれば其の期日にはかなわず畫き終はりて與へたり。しかして其の畫料は頗る低廉なりし。豐國および國芳などは畫かざるさきに、畫料を出さしめ、しかしてなを畫かざることありて、時機を失ひしことしば〳〵なりしと。

（十二）内田實氏著「廣重」三九八～九頁

（十三）「一立齋廣重旅日記」（近世文藝叢書十二所收）三九二～四〇二頁參照

（十四）

弘化三年	嘉永六癸丑年
丙午年五月廿二日入院	當寺廿一世常蓮社立譽上人得阿了信和尚 十月初六日

（十五）内田実氏著「広重」二〇二～二二一頁參照